

議事要旨(1) 企業会計基準適用指針「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(案)」【公表議決】

冒頭、小野委員長より、企業会計基準適用指針「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(案)」(以下「本適用指針案」という。)については、本日の審議の後、公表の議決を行いたい旨の説明があった。引き続き、小賀坂副委員長より、本適用指針案に関するこれまでの検討経緯等の説明がなされ、続いて、前田ディレクターより、再公開草案の必要性の有無及び本適用指針案に関する公開草案からの変更点を中心に、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員及びオブザーバーからの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 公開草案に寄せられた意見を踏まえて十分に議論が尽くされていると考えており、再公開草案の必要性はないものとする。
- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 会計方針の変更として取り扱う範囲について、実務的な対応を考慮した上での明確化であり、意見は聞き尽くされていると考えるため、再公開草案の必要性はないものとする。
- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 本適用指針案の結論の背景に記載している早期適用の取扱いに関して、年度の期首時点で会計方針の変更として取り扱われる項目を適用する状況になかった場合と年度末に当該項目を適用することとなった場合の説明が現状では明確でないように思われるため、修文を検討すべきである。
  - 本適用指針案の公表後、速やかに開示の議論を行うべきである。
- あるオブザーバーより、次のコメントがあった。
  - 今後開示に関する議論を行うにあたっては、本適用指針案に直接関連する開示について、他の検討事項よりも先行して検討すべきである。

これらに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 早期適用の取扱いに関する修文については対応したい。
- 開示の議論については、実務指針全体の移管作業を計画する際に考慮したい。

審議の後、採決が行われ、上記事項に関する修正及び字句等の修正については委員長に一任する前提で、出席した委員 12 名全員の賛成により、企業会計基準適用指針「繰延税金資産

の回収可能性に関する適用指針」を公表することが承認された。

以 上